

改正案（令和5年1月）	現行約款
<p>【契約書】</p> <p>6. 解体工事に要する費用等</p> <p>（省略）</p> <p>7. <u>建設発生土の搬出先等について</u></p> <p><u>(1) 建設発生土の発生予定の有無（有・無）</u></p> <p><u>(2) 上記（1）で、有りの場合</u> <u>発注者による搬出先指定の有無（有・無）</u></p> <p><u>① 発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。</u></p> <p><u>(3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。</u></p>	<p>6. 解体工事に要する費用等</p> <p>（省略）</p> <p>【新設】</p>

<p><u>(4) 上記 (2) (3) の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 7 条第 1 項及び第 5 項)</u></p> <p><u>※ 建設発生土については、体積 500 立方メートル以上を搬出する場合に該当</u></p> <p><u>8. その他</u></p>	<p>7. その他</p>
<p>第 31 条の 3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちにこの契約を解除することができる。</p>	<p>第 31 条の 3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちにこの契約を解除することができる。</p>

(a～k 省略)

1. 受注者が以下の一にあたる時。

イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

(削除)

ロ. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的ある

(a～k 省略)

1. 受注者が以下の一にあたる時。

イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

【新設】

【新設】

<p><u>いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p><u>ホ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>	<p>【新設】</p> <p><u>ハ. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>
<p>第 32 条の 3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>(1) 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約の解除をすることができる。</p> <p>(a ～ d 省略)</p> <p>e. 発注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ. 役員等 (発注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。) が暴力団又は暴力団</p>	<p>第 32 条の 3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>(1) 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約の解除をすることができる。</p> <p>(a ～ d 省略)</p> <p>e. 発注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ. 役員等 (発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店もしくは営業所等の代表者</u>をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号</p>

<p>員等であると認められるとき。 (削除)</p> <p><u>ロ. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。</u></p> <p><u>ハ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を 供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極 的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与して いるとき。</u></p> <p><u>ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知り ながらこれを不当に利用するなどしているとき。</u></p> <p><u>ホ. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難さ れるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>	<p><u>に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過 しないもの (以下この号において「暴力団員等」とい う。)</u> であると認められるとき。</p> <p><u>ロ. 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関す る法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下 この号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質 的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p><u>ハ. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難され るべき関係を有していると認められるとき。</u></p>
---	--